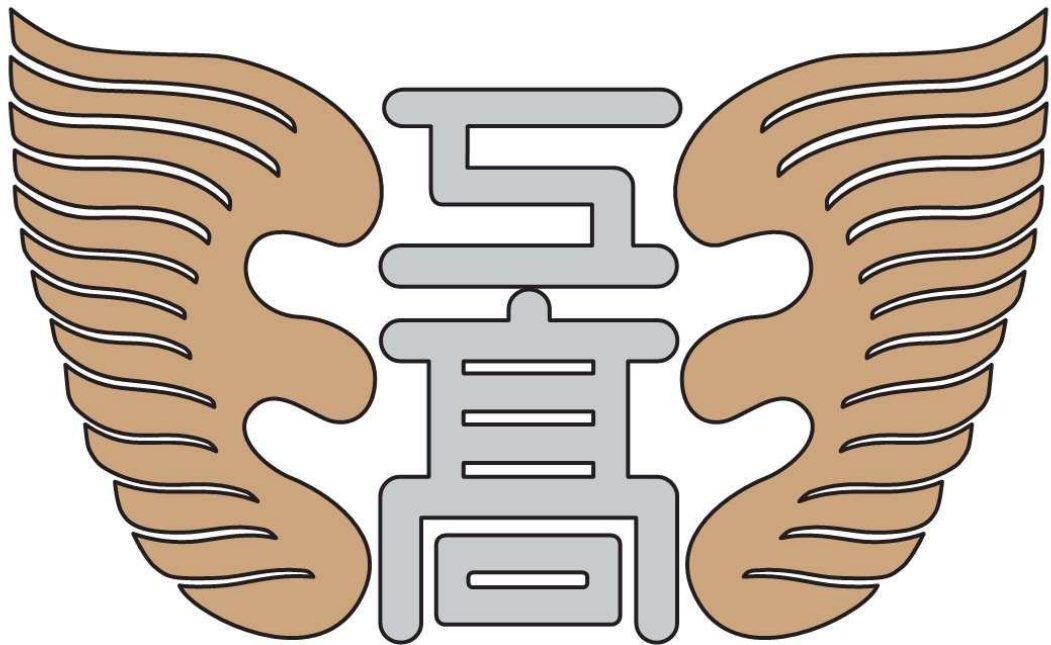


令和 8 年度
生徒心得



鹿児島県立鹿児島工業高等学校

生徒心得

「いいかげんなことをしない生徒たれ」

本校生徒は、生徒相互の協力、また教師と生徒の協和による知識と人格の向上に励み、よき社会人となるよう努力しなければならない。また、学校の内外を問わず常に鹿児島工業高校生としてのプライドを持ち、品位ある態度と行動をとらねばならない。

[1] 生活の心得

1 校内生活

- (1) 始業時刻は8時35分とする。ただし、全体朝礼（原則月曜日）は8時25分集合完了とする。また、各学年で定められた朝学習の開始時刻5分前までの登校を心がける。
- (2) 欠席、遅刻、早退、忌引き、欠課等は保護者が速やかに学級担任に届ける。遅刻の場合は、各学年主任もしくは教頭に「遅刻届」を発行してもらった後、教室へ入室する。
- (3) 登校後、無断外出をしてはならない。
- (4) 次の事由によって、授業を欠席する場合は公欠（出席扱い）または出席停止と認める。
 - ア 学校を代表して、公式の試合又は会合に出る場合（公欠）
 - イ 就職試験や上級学校の入学試験を受ける場合（出席停止）
 - ウ その他校長が命ずる場合（公欠または出席停止）
- (5) 公欠を願い出る生徒は、部顧問、学級担任、係教師等の承認を得て、教頭に願い出る。
- (6) 考査中は監督教師の指示を厳守し、絶対に不正行為をしてはならない。なお、筆記用具以外は所定の場所に置き、机の中は空にしておく。携帯電話及びスマートフォン、ウェアラブル端末等は電源を切り、制カバン等に確実に入れる。
- (7) 生徒が掲示広告する場合は、生徒指導部の許可を受ける。
- (8) 紛失並びに拾得物は担任もしくは学校週番の職員に届ける。
- (9) 学校生活に不必要な物や危険な物を校内に持ち込んではいならない。
- (10) 授業日の登下校は制服に限る。休日の登下校は制服または部活動で指定されたジャージ等を着用する。また、制カバン、制バッグ（部活動指定のバッグ）以外での登下校は認めない。
- (11) 食堂や自動販売機を利用する場合は、別に定める「利用規定」を厳守する。
- (12) 携帯電話及びスマートフォン（以下、携帯電話等）に関する規定
 - ア 携帯電話等の所持は保護者や生徒の強い要望を踏まえ、「校内所持条件」、「校外所持心得」を定めて、保護者が申請する許可制として校内への持ち込みを認める。
 - イ 携帯電話等の所持を推奨するものではなく、あくまでも保護者の責任の下、携帯電話等を所持させていることから、その使用等に関しては、十分なペアレンタルコントロールを必要とする。
 - ウ 許可申請をする場合には、学級担任に「携帯電話所持許可願」を提出する。（1年更新）
 - エ 校内所持条件に違反した場合の指導措置は以下のとおりとする。
 - 1回目・・・放課後まで担任が保管し、担任指導後、本人に返却する。
 - 2回目・・・保護者来校の上、担任指導後、保護者に返却する。
 - 3回目以降・・・保護者来校の上、学年主任もしくは生活指導係が立ち会い、担任指導後、保護者に返却する。※指導回数は、4月から3月までの1年間の累積とする（1年更新）。
 - オ 許可を取らずに無断で持ち込んだ場合には、担任または生活指導係の指導後、確実に「許可願」を提出する。
 - カ 「許可願」の記載事項の変更等は、担任が確実に把握できるようにする。

2 校外生活

- (1) 校外では、必ず身分証を携行する。

- (2) 夜間外出や深夜徘徊をしてはならない。
- (3) 保護者同伴を除いて、親戚以外宅に外泊してはならない。
- (4) 校外活動（興行物、キャンプ、登山、集会等）は保護者の同意を得て、その目的、場所、費用及び人員などを事前に「校外活動許可願」により担任並びに生徒指導部に届け出て、許可を受けなければならない。
- (5) 映画は、映画倫理機構が定める年齢制限に沿って鑑賞する。
- (6) 不健全な娯楽場、遊技場に入入りしてはならない。
- (7) カラオケボックスは「高校生入場許可」の店を利用し、19時には店を出る。
- (8) 交通ルールやマナーを守り、他に迷惑を及ぼさぬように留意する。車両に関する校内規定は別に定める。
- (9) 校外においての事故等は被害、加害に依らず、直ちに学校に連絡する。
- (10) 自宅から通学不可能な生徒は、特別な事情のある場合を除き学寮に入寮する。
- (11) 前項の規定に基づいて下宿を希望する生徒は、担任を経て生徒指導部に申し出る。また、下宿先を変更する際も同様とする。（間借りやアパート等の独り住まいは、原則として認めない。）

[2] 服装・容儀に関する規定

鹿児島工業高校生としての自覚を持ち、常に清潔で、高校生らしい品位ある服装容儀であることを目指して以下の規定を設ける。

- 1 男子生徒の制服・・・学校指定の制服とする。
 - (1) 学校指定のマーク入りとし、変形・加工しない。
 - (2) 冬服は左襟に襟章をつける。
 - (3) 夏服・中間服は学校指定のものとする。
（アンダーシャツは白色の無地とする。（ワンポイントは可））
 - (4) ベルトは必ず着用する。（黒・茶・紺色の幅2.5～3.5cmとする。）
 - (5) 上着は学校指定のワイシャツの上に着ること。



※ジャージ、セーター等はみ出しているものは不可。

2 女子生徒の制服・・・学校指定の制服とする。

- (1) 学校指定のもので変形・加工しない。
- (2) 左襟に襟章を付ける。
- (3) スカートの丈は、自然な状態で膝の中央付近を目途とする。
- (4) 夏服は学校指定のものとする。
- (5) 中間服は冬の制服の上着を脱いだ状態とする。(学校指定のマーク入りのもの)
- (6) スクールコートは学校指定のものとする。セーターを着用する場合は、黒の単色のVネックとする。



冬服

スクールコート

襟章

マーク入り



中間服

夏服



※セーター等のみ出しは不可。

3 その他の規定（男女共通の規定）

(1) 靴下

ア 白、黒、紺の無地又はワンポイントとし、くるぶしが隠れるものとする。
ハイソックス、ルーズソックスは認めない。

イ 女子のストッキングは冬季のみ着用でき、黒色とする。

(2) 靴

ア 白の紐付きまたはマジックテープの白地運動靴とする。

イ 黒色の皮革製ローファー（かかとの高さが3cm以内）も認める。

(3) 制カバンは、学校指定の黒色とし、変形・加工はしない。

(4) 制バッグは、学校指定（マーク入り）とする。

ア 部活動専用のバッグを制バッグとして使用してよい。

イ 登下校には、制カバンか制バッグ、もしくはその両方を使用する。

※登下校時の持ち物に応じて、制カバン、制バッグを使い分ける。ただし、特に自転車通学生は安全面から、荷台に制カバンをくくりつけ、制バッグの重量を増やさないことが望ましい。

(5) 防寒具（手袋・マフラー・ネックウォーマー）・防寒着

ア 防寒用に防寒具・防寒着ともに登下校時の着用を認めるが、校内では着用しないこと。

イ 防寒具の色は華美でなく、マフラーは極端に長くないものとする。

ウ 防寒着は各部活動用の他、華美でないジャンパー類を着用してもよい。

(6) 雨具は華美でないものとする。

(7) ネックレス・イヤリング・ピアス及び指輪等の装身具は禁止する。

(8) 色つきリップ・口紅・マニキュア等は禁止する。（化粧はすべて禁止する。）

(9) 正当な理由があって、正規の服装容儀ができない場合、学級担任を経て、職員の異装許可を得る。

[3] 頭髪に関する規定

鹿児島工業高校生としての自覚を持ち、常に清潔に、高校生らしい品位ある髪型とする。生徒は頭髪に関する以下の規定を厳守する。

(1) 生徒会活動を支援し、生徒が頭髪の「申し合わせ事項」を厳守する態勢をつくる。

(2) 担任を中心に全職員は、高校生らしい「整髪指導」を徹底する。

“高校生らしい品位、清潔感のある髪型”

鹿児島工業高等学校生徒指導部

この新规定は、生徒の要望を受けて、数回に及ぶ統一LHRや代議員会で真剣に検討を重ね、時代背景を考慮した新规定として令和6年3月にまとめたものである。

生徒全員の意見を反映させたものなので、一人ひとりが自覚を持ってしっかり守りましょう。

1 男子生徒の髪型

(1) 前髪の長さは眉を超えない長さとする。

(2) もみ上げは、極端なものは避け、耳の中央部前後で剃る。

(3) 横髪は、耳にかからないようにし、ツーブロックに関しても同様とする。

(4) 襟あしは、襟にかからず、首のあたりできれいに清潔感があるようにそろえる。

(5) 着色・脱色・パーマ・不自然な髪型にしない。

(6) 眉は、清潔に整えることを認めるが、形や長さを極端に変えないものとする。

(7) くし・手鏡（ポケットサイズ）以外の整髪用具（ヘアアイロン等）は持ち込まない。

(8) 整髪料の使用は、自然なままで整える程度とする。但し、頭髪服装指導の日は、整髪料やブロー等を使用せず、自然な状態でのぞむこととする。

2 女子生徒の髪型

- (1) 前髪の長さは眉を超えない長さとする。
- (2) 後ろ髪の長さは、上着の襟下の線までとする。
- (3) 髪を長くする場合は、結んでまとめることとする。
(ハーフアップ・お団子・ポニーテール等認めるが、不自然な髪型にしない。)
- (4) 横髪は眉幅にないものとし、顎のラインを超えないものとする。眉にかかったり顎のラインを超えたりする場合は、必ずピンで留めること。
- (5) ゴム・ヘアピンの色は派手でないものとする。(黒・紺・茶) それ以外の装飾品は認めない。
- (6) 髪は、自然なままの状態とし、パーマ・カール・着色・脱色・エクステ(付け毛)などはしない。
- (7) 眉は、清潔に整えることを認めるが、形や長さを極端に変えないものとする。
- (8) くし・手鏡(ポケットサイズ)以外の整髪器具類(ヘアアイロン等)や化粧品は持ち込まない。前髪の長さは、眉下にかからない程度とし、伸ばす場合はヘアピンで留めておく。

付記(1) この申し合わせは、年度当初生徒会で責任を持って徹底させる。

(2) 規則の改訂は、生徒総会の議決による。

(3) 令和6年4月から実施する。

[4] 遅刻指導に関する規定

1 遅刻指導の目的

本校の生徒指導の基本方針は「いいかげんなことをしない生徒の育成」である。遅刻は時間感覚のいいかげんさの表れであり、周りからの信頼を失うことに繋がるばかりか、余裕のない登校は重大な事故等を引き起こす危険性も含んでいる。このことは社会に出ても充分懸念されることであるので、頭髮服装指導とともに全職員の共通理解のもとで指導に当たり、生徒が安全に登校し、一日のスタートを余裕あるものにできること、ひいては遅刻者のいない学校とすることを目的とする。

2 遅刻指導の方法

(1) 8時35分から8時45分まで(各学年主任が遅刻者カードを発行する。)

ア SHRにおいて、8時35分までに入室していない生徒は遅刻とする。

イ 遅刻者は各学年主任(不在時は教頭)に「遅刻者カード」を発行してもらい入室する。

ウ 遅刻者はその日のうちに「遅刻者カード」に記載され先生方に指導(押印)を受け、保護者確認印をもらったうえで、翌日の午前中までに担任に提出する。

エ 通院や体調不良等避けられない遅刻で事前に保護者から連絡があった場合は、指導の対象とせず、担任の確認印までとする。

(2) 8時45分以降(教頭が遅刻者カードを発行する。)

ア 授業担当者は、「遅刻者カード」を確認し、入室させる。「遅刻者カード」を持っていない生徒に対しては、教頭席で「遅刻者カード」を発行してもらうように指導する。なお、出席・欠課の取扱いについては、教務部が定める「出席に関する規定」に準ずる。

イ 遅刻者はその日のうちに「遅刻者カード」に記載され先生方に指導(押印)を受け、保護者確認印をもらったうえで、翌日の午前中までに担任に提出する。

ウ 通院や体調不良等避けられない遅刻で事前に保護者から連絡があった場合は、指導の対象とせず、担任の確認印までとする。

(3) 全校朝礼時

ア 8時25分までにクラスの列に整列できなかった者は、自分のクラスの後ろに並び、朝礼終了後、担任から指導を受ける。

イ 8時35分までに整列できなかったものは、全体の右側(グラウンド側)後方に並び、各学年主任より「遅刻者カード」を発行してもらう。

(4) 遅刻者カード手続きの流れ

ア 発行者

8時35分～8時45分 各学年主任 8時45分以降 教頭

イ 担任（不在の場合は副担任）

通院や体調不良等避けられない遅刻で事前に保護者から連絡があった場合は、指導の対象とせず、担任の確認印までとする。

ウ 生徒指導主任 ※不在時は、各系生活指導係

エ 保護者

遅刻をした日に保護者印をもらい、翌日の朝、担任に提出する。

Ⓐ 発行者控え	Ⓑ 入室許可証	Ⓒ R8_遅刻者カード
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分
クラス	クラス	クラス
出席番号	出席番号	出席番号
氏名	氏名	氏名
遅刻理由 1 寝坊 2 病気など 3 通院 4 交通事情 5 その他 ()	遅刻理由 1 寝坊 2 病気など 3 通院 4 交通事情 5 その他 ()	遅刻理由
学年主任 教頭	学年主任 教頭	保護者 生指部 担任 学年主任 教頭

Ⓐ 発行者控え

学年主任または教頭は、発行した際にⒶを切り離し、Ⓑ Ⓒを遅刻者に渡す。

Ⓐは生徒の所属する学年主任が確認（押印、必要に応じて指導）後、翌々日までに、生徒指導主任に提出する。

Ⓑ 入室許可証

教科担当者はⒷを切り離し、出席簿に挟み、Ⓒを遅刻者に渡す。担任はⒷを確認後、保管する。

Ⓒ 遅刻者カード

遅刻者は、遅刻した日に右から順に指導（押印）を受け、保護者確認印をもらった後、翌々日の朝までに、担任に提出する（担任不在の場合は副担任）。

※担任は、ⒷとⒸを確認し、生徒が手続きを終わらせたことを確認する。

[5] アルバイトに関する規定

アルバイトは、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）及び卒業考査終了後（3年生のみ）に限り、生徒指導部で「アルバイト許可願」を審査の上で認める。なお、仕事内容や時間等については、ここに定める「アルバイトに関する規定」を厳守する。

- 1 アルバイトは、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）に限る。ただし、3年生は卒業考査後の平日が15時から18時までと土日の18時までも許可する。
- 2 新聞配達は、事前に「アルバイト許可願」で申請する。それ以外は原則として禁止する。ただし、家庭の事情等でやむを得ない場合に限り、特別な審議を経て許可されることもある。
- 3 生徒指導部の許可・届係が申請手続きの説明を受けてから「アルバイト許可願」の手続きを行う。
- 4 期末考査にて1科目以上欠点（素点）がある場合は許可しない。ただし、学期末の成績にて欠点を回避した場合は許可する。
- 5 次にあてはまるアルバイトは許可しない。
 - (1) 危険を伴う仕事
 - (2) 酒類の提供を伴う接客業
 - (3) 1日の労働時間が8時間を超える仕事
 - (4) 18時以降の仕事
 - (5) 自宅から通えない地域での仕事
 - (6) 派遣業者等による仕事内容が把握できない仕事
 - (7) その他、高校生としてふさわしくないと判断した仕事
- 6 アルバイトの期間は、夏休みは20日以内、冬休み及び春休みは10日以内、卒業考査終了後は自宅学習期間中とする。
- 7 許可は、年度更新とする。

[6] 校外活動（旅行・イベント参加・キャンプ等）に関する規定

- 1 次の活動を行う場合、「校外活動許可願」で1週間前までに手続きを行う。
 - (1) ホームステイ等の長期旅行
 - (2) ダンスや歌のイベント参加
 - (3) 保護者以外の責任者が付くキャンプや登山等の野外活動
- 2 次にあてはまる活動は許可しない
 - (1) 保護者及び担任が認めない活動
 - (2) 危険を伴う活動
 - (3) 飲酒や喫煙がある場所での活動
 - (4) 責任者のいない活動
 - (5) 19時以降の活動
 - (6) その他教育活動に支障を来す活動
- 3 提出資料
 - (1) 「校外活動許可願」
 - (2) 活動の内容が分かる資料（旅行行程表やイベントの要項など）
- 4 その他
 - (1) 活動日・出発日の1週間前までに手続きを終わらせること。
 - (2) 手続きが終わったら、許可・届け係に提出する。
 - (3) 活動の際は、必ず「校外活動許可証」を携帯しておく。

[7] 携帯電話及びスマートフォン（以後スマホ）に関する規定

1 規定を設けた経緯

- (1) 携帯電話及びスマートフォン（以後、携帯電話等）の所持は、保護者や生徒の強い要望を踏まえ、「校内所持条件」「校外所持心得」を定めて保護者が申請する許可制として校内への持ち込みを認める。
- (2) 携帯電話及びスマホの所持を推奨するものではなく、あくまでも保護者の責任の下、携帯電話等を所持させていることから、その使用等に関しては十分なペアレンタルコントロールを必要とする。

2 校内所持条件

- (1) 「携帯電話等所持許可願」（以後「許可願」）を担任へ提出する（1年更新）。
- (2) 校内では、終日使用を禁止する。
- (3) 校内に入る前に電源を切り、鞆等に入れ、絶対に持ち歩かない。

3 校外所持の心得

- (1) 公共交通機関等使用制限のあるところでは、絶対に使用しない。
- (2) 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
- (3) 校外では周りに迷惑にならないような話し方に努め、マナーを守る。
- (4) 携帯電話等に起因する事件や事故が多発していることを自分のこととして考える。
- (5) フィルタリングサービスに必ず加入・契約し、解除・解約は絶対に行わない。
- (6) 夜10時以降は携帯電話等を使用しない「アフター10運動」を実践するよう努める。

4 違反した場合の指導措置（放課後まで担任保管）

- 1回目・・・担任指導後に本人に返却する。
- 2回目・・・保護者来校のうえ、担任指導後、保護者に返却する。
- 3回目以降・保護者来校のうえ、学年主任や生活指導係も立ち会い、担任指導後、保護者に返却する。

※指導回数は、4月から3月までの1年間の累積とする（1年更新）。

5 その他

- (1) 許可を取らずに無断で持ち込んだ場合には、担任または生活指導係の指導後、確実に「許可願」を提出させる。
- (2) 「許可願」は個人情報が含まれるため、保管及び取扱いは十分注意する。
- (3) 「許可願」の記載事項の変更等は、担任が確実に把握できるようにしておく。

[8] 自転車通学に関する規定

1 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可申請書を提出すること。また、車体検査に合格し、通学許可ステッカーを自転車後輪泥よけにわかりやすく貼付すること。

2 通学許可の条件

- (1) 自転車防犯登録の登録ステッカーが自転車に貼付されていること。
- (2) 自転車損害賠償保険に加入をすること。
- (3) 車検・整備(ブレーキ・ライト・反射鏡・タイヤの摩耗など)がなされ、2箇所以上の錠を付けること。
- (4) 雨天時用の雨ガッパが備えてあること(ポンチョ形式やスクールコートでもよい)。色は指定しないが安全上明るいものが望ましい。(傘差し運転は厳禁)
- (5) 本校で実施する交通安全教室を受講すること。

3 許可する自転車及び電動アシスト自転車（注）フル電動自転車は除く

- (1) タイヤサイズが24～27インチのスポーツタイプかシティサイクルタイプ。
- (2) ハンドルは一文字タイプかアップタイプ。
- (3) 荷台、前かごのいずれか付いていること。
- (4) ハブステップ(二人乗り用ステップ)は厳禁とする。

- (5) カラーホイール(強化プラスチック製スポーク)は禁止する。
 - (6) スタンドについては両スタンドとし後輪に付いていること。(安全性を重視するため)
 - (7) 点灯装置が付いていること。(自動点灯装置及び側面反射材付きの自転車が望ましい。)
- 4 自他の安全のため、次の事項を守ること。
- (1) 交通道徳・ルールの励行(自転車道の利用、車道は左側通行、一時停止等)。
 - (2) 二人乗りをしない。
 - (3) 並進せず、必ず一列になり車間をあけて走行すること。
 - (4) 要所では必ず一旦停止し、左右の安全を確認すること。特に信号機のない交差点では安全を十分に確認し走行すること。
 - (5) 携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転はしない。
 - (6) 雨天時は傘差し運転をせず、必ず雨ガッパを使用すること。
 - (7) 急坂のあるところでは、スピードを控え、安全に十分気を付けること。
 - (8) ヘルメットを必ず着用すること。